

# 迫りくる“介護離職”の危機

～介護を理由に仕事を辞めないために～



平成25年度  
稻城市

## 大介護時代の到来

誰もが当事者になる「大介護時代」が高齢化社会の進展とともにやってきます。介護をしながら働いている人は全国で291万人、仕事と介護の両立が難しく仕事を辞める人は年間で10万人以上に上ります。2025年には「団塊の世代」が75歳以上となり、「団塊ジュニア」層が親の介護に直面することになります。

## 介護離職の危機

介護を行うのはとりわけ働き盛りの40～50歳代であることが多く、管理職として活躍する人、職責の重い仕事に従事している人も少なくありません。介護を理由とする離職は、企業にとって大きな損失です。また、個人においてもいったん仕事を辞めると再就職は困難で、やがて介護をする人が生活保護に頼るようなケースもあります。そして、仕事と介護の両立がひとつたび崩れると、企業や個人だけでなく、介護を支える社会の負担も一層拡大します。仕事と介護の両立は、企業や個人を含む社会全体の喫緊の課題です。

## 育児にくらべ、仕事と介護の両立支援は不十分

平成22年6月、改正育児・介護休業法が施行されました。各企業では、仕事と育児の両立支援に向けた取組みに注力する傾向がみられました。一方で、仕事と介護の両立支援に向けた取組みは十分に進められていないのが実情です。今後、介護を行なながら働く人がさらに増えることが予想され、早急な対応が求められています。しかし、勤務している企業の両立支援の取組みに関わらず、40歳代後半から50歳代になると、介護は、ほぼすべての人が直面する問題です。

## 個人個人も、できる準備を

政策面の充実や企業の早急な取組みが必要であることはもちろんですが、それでも、介護問題は待ったなしで起こります。介護に直面する時期や仕事と介護の両立が必要となる期間を事前に予測することは難しいので、親の介護問題に直面したときに、困らないようにするために、個人による事前の準備も大切です。

## 待ったなしの介護、慌てないために

### 日頃から働き方を工夫する

親の介護などで「時間制約」のある状態になっても仕事が円滑に遂行できるように、日頃から「仕事の見える化」など働き方を工夫する必要があります。とりわけ管理職は、今後自分に必要となる仕事と介護の両立のためにも、「時間制約」のある社員が出現した場合でも職場の生産性が落ちないような働き方に取り組むことが求められます。

**ポイント** 子育ては配偶者が主に担ってきた中高年の男性でも、親の介護を配偶者だけに依存することができないことへの理解が必要になります。

### 親のことを把握する

親の生活や健康の状態などを事前に把握しておくことが非常に有益です。親と同居していない場合も少なくないことから、この点がとりわけ重要となります。可能であれば配偶者や兄弟などと一緒に、親と会う機会などを自ら作り、生活や健康の状態、主治医、介護に関する親自身の希望などを可能な範囲で把握することが大事になります。

**ポイント** 年に1回は同様の機会を設けられると良いでしょう。

### 勤務先の介護休業制度について調べる

介護休業制度を利用するには、対象者や期間、申出についてなど細かな定めがあるので、育児・介護休業法に定められた対象者や期間、申出の方法などを把握しておくことが大切です。また、企業によっては育児・介護休業法の定め以上に制度を充実させているところもあるので、勤務先の人事担当者などに、仕事と介護の両立支援制度があるか事前に確認しておくと良いでしょう。

**ポイント** 「介護休業」は、従業員本人が介護を行うための期間ではなく、仕事と介護の両立の準備を行うための期間であることを理解することが重要です。

## 介護サービスの情報を集める

介護保険による介護サービスに加えて、介護認定を受けることができない状況でも活用できる、民間企業やNPO法人さらには自治体などによるサービスもあります。民間やNPO法人など多様な介護サービスの情報を集め、活用を検討しましょう。

**ポイント** 介護サービスの提供は、地域毎に異なるため、親が居住する地域でこうした情報を集めることが大事になります。

## 介護に直面したら、自分一人で介護の課題を抱え込まない

仕事と介護の両立のためには、社内外の資源を有効に活用することが不可欠で、自分一人で介護の課題を抱え込まずに、勤務先や親の居住する自治体の介護保険担当や地域包括支援センターなどに相談することが大事です。

仕事と介護の両立は、介護に要する期間が長期に渡ることが少なくないため、肉体的にも精神的にも負荷の大きなものです。しかし、介護のために仕事を辞めて介護に専念することは、大きな負荷を自分一人で引き受けのことになる場合もあると想定されます。また介護の課題が解消した後に再就職を希望してもその実現がきわめて難しい現状があることにも留意が必要となります。介護による離職を考える場合には、こうした現状を考慮することが求められます。

## ◆男女平等推進キーワード◆

### ワーク・ライフ・バランス

内閣府「仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)憲章」では、ワーク・ライフ・バランスについて、「国民一人ひとりがやりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できる社会」だとしています。

今後、介護を行なながら働く人がさらに増えることが予想されるなか、ワーク・ライフ・バランスの実現には「介護のための時間が必要なときは、それに応じた働き方」ができる職場環境をつくることが求められます。

## 育児・介護休業法の概要

『育児・介護休業法』の中から、介護に関する部分を抜粋して、その概要を紹介します。(以下の労働者とは、要介護状態にある対象家族の介護を行う労働者のことです。)

### 1. 介護休業制度

労働者は、その事業主に申し出ることにより、対象家族1人につき、常時介護を必要とする状態に至るごとに1回、通算して93日まで、介護休業をすることができます。

### 2. 介護休暇制度

労働者は、事業主に申し出ることにより、要介護状態にある対象家族が1人であれば年に5日まで、2人以上であれば年10日まで、介護のために休暇を取得することができます。

### 3. 短時間勤務等の措置

事業主は、介護休業をしていない労働者について、次のいずれかの措置を講じなければなりません。①短時間勤務制度 ②フレックスタイム制 ③始業・終業時刻の繰り上げ下げ ④介護費用の援助措置

### 4. 時間外労働の制限

事業主は、労働者が請求した場合は、1か月24時間、1年150時間を超えて時間外労働をさせてはいけません。

### 5. 深夜業の制限

事業主は、労働者が請求した場合は、深夜(午後10時から午前5時)において労働させてはいけません。

### 6. 転勤についての配慮

事業主は、労働者の転勤については、介護の状況に配慮しなければいけません。

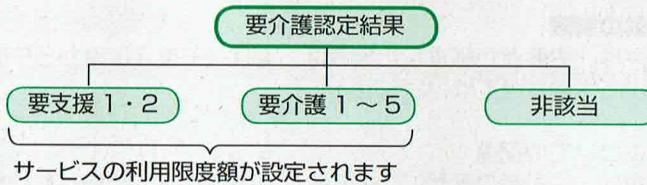
### 7. 不利益取扱いの禁止

事業主は、労働者が上記の申出をしたこと等を理由として解雇その他不利益な取扱いをしてはいけません。

※育児・介護休業法での「介護休業制度」は、労働者本人が介護を行うことを目的とはしておらず、仕事と介護の両立の準備(社内の両立支援策の確認、介護認定の申請、介護施設の見学等)を行うための期間として位置付けられています。

## 介護保険制度の概要

- 利用できる人（被保険者）  
65歳以上（第1号被保険者）と40～64歳（第2号被保険者）。
- 65歳以上（第1号）  
保険料は原則年金から天引きされます。  
どのような病気・障害でも、介護が必要な状態であると認定されれば利用できます。
- 40～64歳の医療保険加入者（第2号）  
所得に応じた保険料を医療保険と一緒に納付します。給与所得者は給与から天引きされます。  
国が定めた16種類の特定疾病で介護が必要な状態であると認定されれば利用できます。
- 最初の相談は、地域包括支援センターまたは市役所へ。
- サービスを受けるためには、要介護認定の申請をし、認定されなければなりません。
- 認定された場合の結果は、要支援1・2、要介護1～5、に分類されます。  
(認定の度合いは病状の重さではなく、介護の手間によるものです)



- 施設入所を希望する場合は、施設に直接申込みます。家でサービスを利用する場合は、ケアプラン作成をケアマネジャーに依頼します。  
(ケアプランとは、どのような介護サービスを、いつ、どれだけ利用するかを決める計画書のことです)
- サービスの種類
  - 在宅サービス…デイサービス、ホームヘルプ、ショートステイなど。
  - 施設サービス…介護保険3施設（特養、老健、療養病床）、グループホームなど。

## 育児・介護休業法に関する問い合わせ・相談先

### 東京労働局雇用均等室 電話番号 03-3512-1611

厚生労働省の地方出先機関として、男女雇用機会均等法、育児介護休業法、パートタイム労働法に関する各種情報提供、相談、指導を行っています。

なお、都道府県ごとに労働局雇用均等室があります。

## 介護休業の取得など労働全般に関する相談先

### 東京労働相談情報センター

労働者や事業主から寄せられる労働相談全般に関する相談に応じています。

電話相談（随時）と来所相談（事前予約制）があります。来所相談はお勤め先の地域を担当している事務所をご利用ください。

電話相談	電話番号	受付時間
東京都ろうどう 110番	0570-00-6110	月～金：9時～20時 土：9時～17時

来所相談	電話番号	担当地域
労働相談情報センター（飯田橋）	03-3265-6110	千代田区、中央区、新宿区、渋谷区、中野区、杉並区、島しょ
大崎事務所	03-3495-6110	港区、品川区、目黒区、大田区、世田谷区
池袋事務所	03-5954-6110	文京区、豊島区、北区、荒川区、板橋区、練馬区
亀戸事務所	03-3637-6110	台東区、墨田区、江東区、足立区、葛飾区、江戸川区
国分寺事務所	042-321-6110	立川市、武蔵野市、三鷹市、青梅市、昭島市、小金井市、小平市、東村山市、国分寺市、国立市、福生市、東大和市、清瀬市、東久留米市、武蔵村山市、羽村市、あきる野市、西東京市、西多摩郡
八王子事務所	042-645-6110	八王子市、府中市、調布市、町田市、日野市、狛江市、多摩市、稻城市

## 介護サービスの利用に関する問い合わせ・相談先

■ 稲城市役所福祉部高齢福祉課地域支援係（内線 227、228）

// // // 介護保険係（内線 282、283）

電話番号 042-378-2111（代表）

## ■ 地域包括支援センター（稲城市内）

名称	住所	電話番号	担当地域
ひらお	平尾 2-49-20 (ひらお苑内)	042-331-6088	坂浜、平尾
やのくち	矢野口 1804-3 (やのくち正吉苑内)	042-370-2202	押立、矢野口
エレガントもむら	百村 255 (いなぎ苑内)	042-379-5500	大丸、東長沼 百村
こうようだい	向陽台 3-4-4	042-370-0040	向陽台、長峰 若葉台

※稲城市外の方は、お住まいの自治体にお問い合わせください。

## いなぎ女性の悩み相談

介護の問題、離婚や子どものこと、配偶者からの暴力など家族の問題、職場での問題など、ひとりで悩まずにご相談ください。相談員が親身に相談に応じます。

相談方法：電話または面談により相談できます。（秘密厳守、相談無料）

相談日：毎月第1・3水曜日、第4土曜日（水曜日は男性も相談可）

時間：10時～16時（1人50分間）

申し込み方法：前日までに予約してください。（電話番号 042-378-2111）

## 編集・発行

平成26年2月

稲城市企画部協働推進課女性青少年係

〒206-8601 稲城市東長沼 2111

TEL 042-378-2111 Fax 042-377-4781

Email [kyoudousui@city.inagi.lg.jp](mailto:kyoudousui@city.inagi.lg.jp)